

第3次板倉町地球温暖化対策実行計画



令和5年3月

板倉町

■目次

1. 背景
 - (1) 気候変動の影響
 - (2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向
 - (3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向
2. 基本的事項
 - (1) 目的
 - (2) 対象施設
 - (3) 対象とする温室効果ガス
 - (4) 基準年度
 - (5) 計画期間
3. 温室効果ガスの排出状況
 - (1) 第1次計画
 - (2) 第2次計画
 - (3) 施設別排出の割合（2021年度）
 - (2) エネルギー別排出の割合（2021年度）
4. 温室効果ガスの排出削減目標
 - (1) 目標設定の考え方
 - (2) 温室効果ガスの削減目標
5. 目標達成に向けた取組み
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表
 - (1) 推進体制
 - (2) 点検体制
 - (3) 進捗状況の公表

1. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組みは、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

2. 基本的事項

(1) 目的

板倉町地球温暖化対策実行計画（以下「板倉町実行計画」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、板倉町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組みを推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象施設

No.	施設名
1	板倉町役場
2	保健センター
3	旧資源化センター
4	水質浄化センター
5	板倉保育園
6	北保育園
7	季楽里
8	板倉中学校
9	西小学校
10	東小学校
11	旧南小学校
12	旧北小学校
13	中央公民館

No.	施設名
14	東部公民館
15	南部公民館
16	北部公民館
17	わたらせ自然館
18	海洋センター
19	児童館
20	文化財資料館
21	みつばち学童クラブ
22	総合老人福祉センター
23	デイサービスセンター
24	障害者デイサービスセンター
25	地域活動支援センター

(3) 対象とする温室効果ガス

板倉町では CH₄ や N₂O 等の排出による影響は小さいと考えられるため、対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素 (CO₂) のみとします。

(4) 基準年度

政府実行計画において、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減することを目標としていることを踏まえると、2013 年度を基準年度とするところではあるが、役場庁舎の新設や資源化センターの廃止、小学校の統廃合等、大幅な変化があったことから、第 3 次板倉町実行計画では「2021 年度」を基準年度とします。

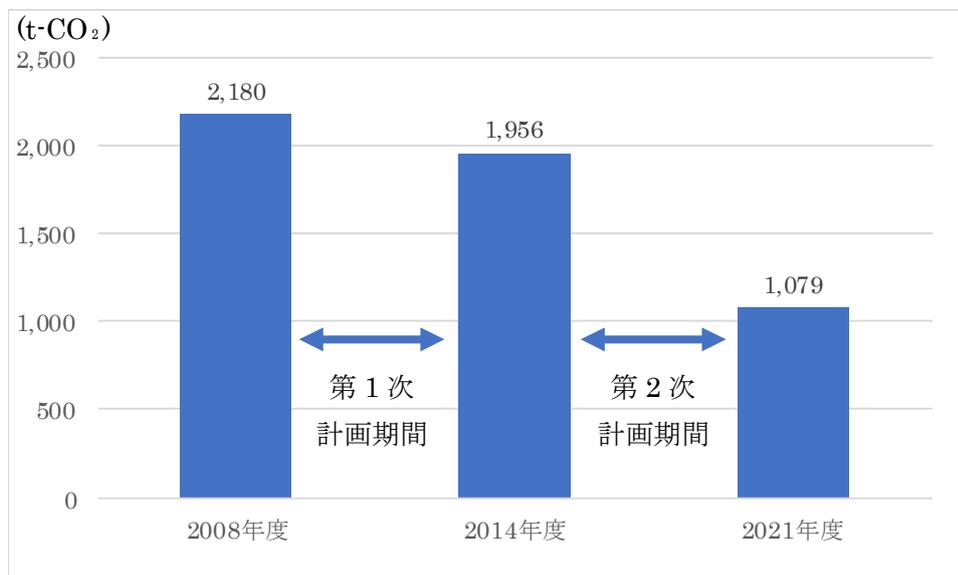
(5) 計画期間

2023 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 4 年後の 2027 年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度									
	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	…	2030	
期間中の事項	基準年度		計画開始				計画見直し		目標年度	
計画期間										

計画期間のイメージ

3. 温室効果ガスの排出状況



(1) 第1次計画

第1次計画期間である2008年度から2014年度にかけては、約10%の削減を達成しました。

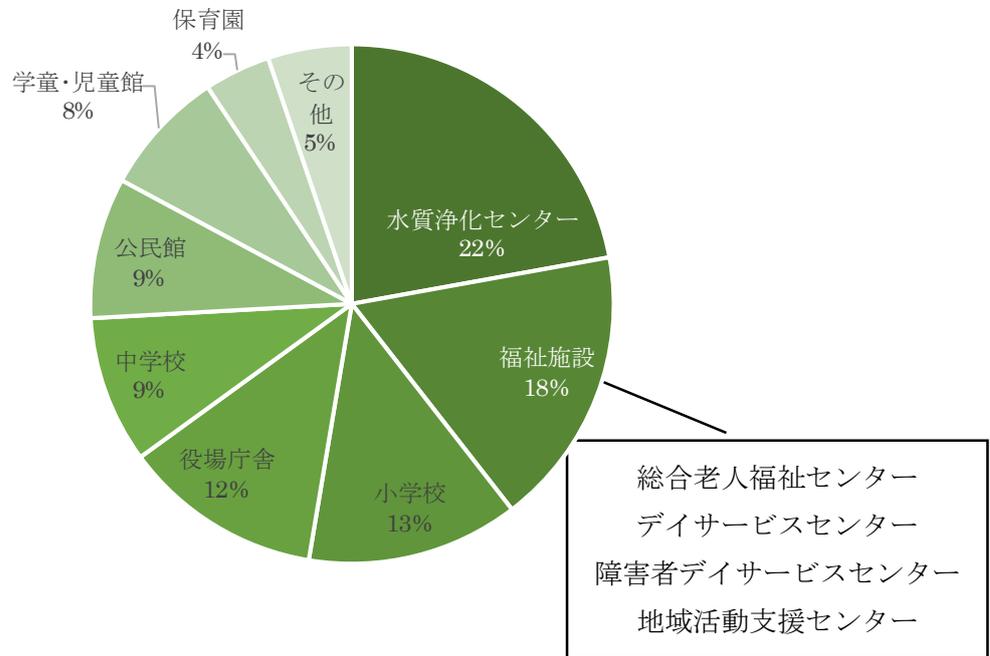
(2) 第2次計画

第2次計画期間である、2014年度から2021年度では45%の削減を達成しています。この大幅な削減には以下の要因が挙げられます。

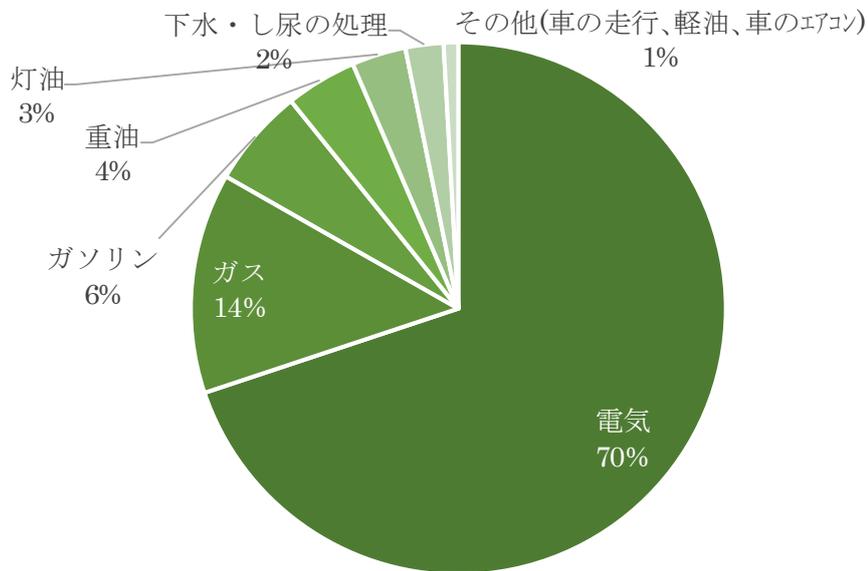
- ・ 役場庁舎建て替えに伴う省エネルギー化
- ・ ごみ処理の広域化に伴う資源化センターの廃止
- ・ 小学校再編に伴う南小学校、北小学校の廃校

上記のとおり、第2次期間の大幅な削減は、目標達成に向けた取り組み結果ではなく、対象施設に大きな変化があったことが要因です。条件を統一するため、2014年度の温室効果ガス排出量から、資源化センターと南小学校、北小学校の排出量を除くと、約1,119t-CO₂となり、2021年度は2014年度比約4%の削減となります。

(3) 施設別排出の割合 (2021 年度)



(4) エネルギー別排出の割合 (2021 年度)



4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

政府実行計画等を踏まえて、板倉町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 温室効果ガスの削減目標

政府実行計画において、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減することを目標としていることを踏まえると、年間約3%ずつ削減することが目標と考えられることから、第3次板倉町実行計画では目標年度（2030年度）において、基準年度（2021年度）比で27%削減することを目標とします。

温室効果ガスの削減目標

項目	温室効果ガス目標排出量	削減率
2021年度(基準年度)	1,079 t-CO ₂	—
2030年度(目標年度)	788 t-CO ₂	27%

5. 目標達成に向けた取組み

基本方針	実施項目	具体的な行動
省エネルギー対策	電気の使用抑制 (照明)	①勤務時間外（昼休み、残業時）における執務室などの照明は、必要な箇所以外は消灯する。 ②使用していない部屋の照明は消す。 ③十分な光量が得られる際は、自然光を活用する。
	電気の使用抑制 (OA 機器等)	①退庁時など OA 機等を使用しない際は、主電源を切る。 ②省エネルギー機能等を活用する。 ③エレベーターの使用を控える。
	電気の使用抑制 (冷暖房)	①クールビズ、ウォームビズを徹底する。 ②無理のない範囲で、冷房は 28℃以上、暖房は 20℃以下で運転するよう心がける。 ③冷暖房機器の使用時間を抑制する。 ④窓の開閉やブラインド等を活用し室内温度の調節を図る。
	適正運転の実施	①駐停車時のアイドリングストップを徹底する。 ②急発進・急加速に注意し、省エネ運転を心がける。 ③経済速度（一般道は 40km/h、高速道は 80km/h）に留意した上で、法定速度を遵守する。 ④公用車の空気圧を適正に保つとともに、車内に余分な荷物は積まない。
	公用車燃料の使用抑制	①電気自動車や低燃料車等を優先的に利用する。 ②無用なアイドリングは避けるようにする。 ③相乗りなどによる公用車の効率的利用を図る。
	灯油・重油の使用抑制	①時間短縮等効率的な使用を心がける。 ②暖房機器等は定期的な点検や清掃を行い、効率的な使用を心がける。
	ガスの使用抑制	①火力の調整（中火）・適切な使用時間を心がける。 ②食器等の洗浄の際は、支障のない範囲で温度設定を低めにする。
	労働時間短縮等による節電	①効率的・計画的な事務処理に努め、残業時間の削減を図る。 ②ノー残業デーを徹底する。

省資源・リサイクル対策	用紙類の削減	<p>①両面コピー・両面印刷を徹底する。</p> <p>②縮小可能なものは、縮小コピー・縮小印刷に努める。</p> <p>③資料等をデジタル化して、紙の使用を抑える。</p> <p>④会議資料の簡素化や配布資料の部数の適正化を推進する。</p> <p>⑤電子メールの利用を推進し、FAXの利用は控えるなど、紙使用量の削減に努める。</p> <p>⑥片面使用済み用紙はメモ用紙に使用するなど、できる限り廃棄量を減らすよう努める。</p>
	事務事業等による廃棄物の削減	<p>①使い捨て製品の購入を控え、再利用・再生利用が可能な商品の購入に努める。</p> <p>②備品等はできるだけ修理利用に努め、長期間使用する。</p>
	個人行動から廃棄物の削減	<p>①事務用品類は最後まで使い切る。</p> <p>②マイバック・マイ箸の利用を進めるとともに、ごみとなる製品の購入を控える。</p> <p>③ごみの分別を徹底する。</p> <p>④昼食等のごみは極力持ち帰る。</p>
	水の使用抑制	<p>①洗面所利用時等における日常的な節水に努める</p> <p>②施設管理者は、水漏れ点検を定期定期に実施する。</p>
環境に配慮した調達	グリーン購入の推進	<p>①事務用品は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律適合品やエコマーク・グリーンマーク等の対象製品の購入に努める。</p> <p>②OA機器は、省エネ型で環境負荷の少ない製品の購入に努める。</p> <p>③用紙等は、古紙配合率100%の製品を購入するよう努める。</p>
	町民配布物への環境配慮の推進	<p>①町民配布用物品は、環境に配慮した物品とするよう努める。</p> <p>②教育用教材は、環境に配慮した物品とするよう努める。</p>
施設のエコ改修等の推進	エコ改修の実施とエコ製品の導入	<p>①各施設の使用電力・燃料の規格を把握し、照明設備、照明器具はLED等消費電力が少ないものへ更新するなど、優先度を見極めながらエコ改修に努める。</p> <p>②公用車の更新時は、電気自動車、プラグインハイブリッド車な電動車の導入に努める。</p> <p>③機器を購入する場合は、省エネ型・節水型を選択し、環境負荷の少ない製品の購入に努める。</p>
	エコな施設利用	<p>①よしずを効果的に活用する。</p> <p>②各施設・機器の使用エネルギーを把握し、使用料節減に努める。</p>

公共工事における環境負荷の低減	①公共工事の際には、一定の環境負荷低減効果が認められている資材、建設機械、工法、又は目的物の使用をできる限り義務付ける。 ②廃棄物の削減及びリサイクル等の環境配慮を行う。
再生可能エネルギー導入の拡大	①施設整備や改修時には、太陽光発電設備等をはじめ再生可能エネルギー設備の導入を検討する。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

本計画を推進するために、「推進本部」、「推進担当者」、「事務局」を設け、計画の着実な推進と進行管理を行います。

① 推進本部

町長を本部長、副町長・教育長を副本部長とし、課局長を構成員として組織します。計画の策定、見直し及び計画の推進点検を行います。

②推進担当者

各課及び各施設に1名以上の「推進担当者」を配置します。「推進担当者」は計画の推進及び進捗状況を把握し、事務局に報告します。

③事務局

事務局を住民環境課に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行います。

(2) 点検体制

推進担当者からの進捗状況の報告を受け、定期的に点検、評価を行います。

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、町のホームページで毎年公表します。